

山 監 査 第 1 2 6 号

令和6年（2024年）10月10日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 笹 木 慶 之

記

1 措置の内容

別紙のとおり

令和 6 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【山陽総合事務所地域活性化室】

[指摘事項 (1) 契約関係について]

ア 文書収受が正しく行われていない。

山陽小野田市文書取扱規程第 3 条において、「文書は全て正確、迅速かつ丁寧に取り扱い、常に事務能率の向上に役立つよう処理しなければならない。」と規定されており、また第 9 条においては、主管課における文書の取り扱いを具体的に規定している。規程に基づき適正に処理されたい。

イ 見積合わせに関する事務が適正に行われていない。

見積合わせに関する書類の確認がされていない。随意契約にあたっては、令和 4 年 1 1 月 2 1 日山監第 1 5 2 6 号に基づき、適正に対処されたい。

[改善措置]

アについて

専用自動車賃貸借契約に係る見積合わせにあたり、辞退の場合は辞退届の提出を依頼していましたが、電話で辞退の意向を確認し処理していた事例がありましたので、改めて辞退届を提出していただきました。今後は、山陽小野田市文書取扱規程を遵守し適正な事務処理に努めます。

イについて

見積合わせに関する事務についても、複数の職員の立会いの下で課長が行い書類を確認するなど、適正な事務処理に努めます。